



こうつうあんぜん
交通安全テスト (3・4年生用)

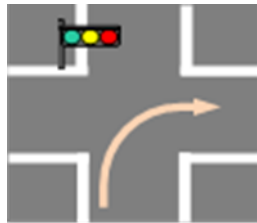


ただ 正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 道路で止まっている車と車の間から道路を渡ってはいけません。



- ② 自転車で交差点を右折する時は、車と同じ方法で右折してもよい。



- ③ 一時停止「止まれ」の標識がある交差点であったが、あまり車が通らない場所なのでスピードを落として渡った。



- ④ 自転車は車の仲間である。



- ⑤ 夜でも明るい道なので、自転車のライトを点けずに走行した。



交通安全テスト

解答・解説 (3・4年生用)

平成29年7月号

① 道路で止まっている車と車の間から道路を渡ってはいけない。【○】

A : 車と車の間から道路を横断してはいけない。

● 道路交通法第13条第1項 (横断の禁止の場所)

歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。

ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りでない。

<指導のポイント>

止まっている車と車の間や、車の前後から道路を横断すると、その車の陰に隠れてしまうので、車道を走行してくるドライバーからの発見が遅れ、交通事故に遭う可能性が非常に高いので絶対にやめましょう。

道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

また、信号機のある交差点を渡るときは信号を守って渡りましょう。

② 自転車で交差点を右折する時は、車と同じ方法で右折してもよい。【×】

A : 車と同じ方法で右折してはいけません。

● 道路交通法第34条第3項 (左折又は右折)

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3 (交差点の通り方 (抜粋))

(3) 交差点での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

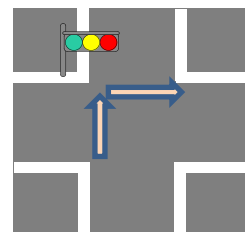
(7) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときはできる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおり右折する。)



③ 一時停止「止まれ」の標識がある交差点であったが、あまり車が通らない所なのでスピードを落として渡った。【×】

A：自転車も止まらなければならない。

● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止をしなければなりません。

徐行は一時停止とは言えません。必ず止まって、車が来ていないことを確認してから進みましょう。

④ 自転車は車の仲間である。【○】

A：自転車は車の仲間です。

● 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

自転車は運転免許証がなく誰もが運転出来る乗り物ですが、車の仲間になりますので、自転車にも車の交通ルールが適用されます。

道路標識や信号を守り、安全に自転車に乗らしましょう。

⑤ 夜でも明るい道なので、自転車のライトを点けずに走行した。【×】

A：夜間はライトをつけて走行しなければなりません。

● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合

- (トンネルなど)においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。
- ※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号(概要)
- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
 - ・ 自転車は、軽車両に分類される。
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1(自転車に乗るに当たっての心得)
- (9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2(走行上の注意)
- (13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手、他に通行している自転車や歩行者に自分の存在を早く知らせることができます。

自転車に乗る前にライトが点灯するか、壊れていないか点検してから乗りましょう。

暗くなり始めたら、早めに自転車のライトを点灯しましょう。

夜間の外出時の服装は、白や黄色のような明るい色の服を着用しましょう。

黒や紺色の服は周りの暗さと同化してしまいます。

また、反射材も活用しましょう。

反射材は車のライトを反射して光を跳ね返す特性があり、約100m先(前照灯(ハイビーム)点灯時)の車の運転手に気づいてもらうことができます。